

2025年度
関西大学GAPプログラム（KUGAP）
応募要領

【趣旨・目的】

関西大学GAPプログラム^(※)（以下、本プログラムという。）は、本学の研究成果をもとに起業や事業化を目指す萌芽的取組みに対して支援し、新しい社会的価値の創出や広く社会的課題の解決に寄与することを目的とし2022年度に創設されました。本学教職員あるいは大学院生が、事業化に向けた研究開発を実施し、その研究成果や技術シーズを基にした関西大学発ベンチャー創出を目指すプログラムです。

採択された申請テーマには、GAPプログラム助成費が支給され、支援人材^(※※)が徹底した伴走支援を行います。

なお、本プログラムは、『関西大学GAPプログラムによる助成費取扱規程（以下、本取扱規程という。）』に則り運用します。

（※）GAPプログラムとは、事業化に向けて、研究成果とビジネスとの間のギャップを埋めるため、仮説検証のための実証実験や試作品の製作、さらにはビジネスモデルのブラッシュアップやマーケティング等を進めるための資金支援を含めた支援プログラムです。

（※※）支援人材とは、研究・開発計画やビジネスモデルの策定、さらには、事業として立ち上げるまでの過程における相談役であり、イノベーション創生センター所属の起業支援担当者が務めます。

【支援対象】

本プログラムは、分野や領域を問わず、研究成果を応用した新たな事業の創出に資する取組みを対象とします。

（1）申請資格者（申請代表者）：本プログラムの申請代表者は以下の①～⑦の要件を全て満たすこと。

- ① プログラム開始時点において、本学専任教育職員（特別契約教授を含む）または本学に在籍する大学院生であり、かつ申請テーマの核となる研究成果を挙げた者。
但し、学部生は対象とはならない。
- ② 研究成果を社会還元する大学発ベンチャー創出を目指していること（プログラム申請時点で既に起業している課題は含まない）。
- ③ 技術シーズを用いる場合は、本支援の結果創出されるベンチャーでの実施に関して、その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られる見込みであること。なお、ここでいう技術シーズとは特許（出願中、出願予定を含む）、プログラム（著作物）等をいう。
- ④ 申請テーマを推進するにあたり、申請代表者以外の研究成果を活用する場合は、事前に当該研究者の承諾を得た上で応募すること。
- ⑤ 大学院生が研究代表者となる場合は、事前に「確認書」の内容を指導教員と確認し、承諾を得た上で応募すること。
- ⑥ プログラム開始時点において、本学が定める研究倫理研修及びコンプライアンス研修を受講済であること（現時点で未受講の方は、イノベーション創生センターオフィスまで要相談）。
- ⑦ 実施期間が重複する本プログラムによる助成費を受けていないこと。

(2) 申請テーマ対象：下記の要件を全て満たすもの。

- ①本学にて実施された研究成果に基づいていること。
- ②本プログラム実施期間終了時に予定されている 成果報告発表 (Demo Day) で、申請テーマの概要・成果、事業化に向けたビジネスモデルを発表できること。
- ③本プログラムの趣旨・目的に沿った研究開発や事業化活動を対象とし、起業前であること。

(3) 事業化プロデューサー

よりスムーズに事業化を実現するため、事業化プロデューサーを参加メンバーに加えても良い。事業化プロデューサーとは、実施代表者の研究成果を基にした起業化の展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証等の活動を中心的に行う者で、学内外を問わず、研究代表者と二人三脚の協働で活動を行える者とする。

【助成金額と採択件数】

助成金額：1件あたり上限300万円

採択件数：年間3件程度

【助成期間】

原則、2025年4月～ 最大1年間

(但し、7月または10月実施開始の本プログラムを追加募集する場合があります。)

【募集期間と応募方法】

(1) 募集期間

2024年9月21日(土)～2024年10月31日(木)

(2) 応募方法

「応募申請書」のワードファイル及び申請書に記載された必要書類を、電子メールでご提出ください。(提出先は後述)

(3) 申請書提出先

関西大学イノベーション創生センター (entry@ml.kandai.jp)

【審査方法】

(ステップ1) 受付

(ステップ2) イノベーション創生センター委員会にて書類・面接(発表5分、質疑応答10分) 審査

(ステップ3) 採択課題決定

【採択結果発表】

2024年11月下旬(予定)

【採択後のプロジェクト実施にあたって】

- i) 採択された申請テーマについては、プロジェクト開始前に支援人材と進捗計画を共有・相談のうえ実施計画書等を作成し、イノベーション創生センターオフィスに提出してください。

(詳細は採択決定後に連絡します)

ii) 経費執行

本プログラムによる助成費は本取扱規程に定める用途範囲内で、実施計画の遂行に直接必要な費用に限り使用可能とします。

また、執行にあたっては、『研究費の支出に関する取扱内規』及び『研究費支出手続きハンドブック』に従ってください。

なお、採択後に提出いただく実施計画に基づき、年度別に予算を設定し執行を管理します。各年度における予算を翌年度に繰り越すことは認められません。

iii) 進捗報告と実績報告

<進捗報告>

申請代表者は、月1回を目安に進捗状況を適宜支援人材と共有の上、プログラムの進め方について協議してください。

<新企業設立時の報告>

本プログラムは原則として起業前を対象としています。実施期間中に起業する場合は、速やかにイノベーション創生センターオフィスにご連絡ください。また、プログラム終了後に起業した場合もご連絡ください。

<成果の公表と事後評価>

- ① 本プログラム実施期間を終了した申請代表者は、終了後1カ月以内に、「実施報告書」を提出してください。
- ② 実施報告書提出後、イノベーション創生センター委員会において成果報告発表 (Demo Day) を行っていただきます。
- ③ イノベーション創生センター委員会は、①②をもって、事後評価を行います。
なお、評価にあたっては、プロトタイプ製作、実証実験の実施、事業化を視野に入れたパートナー企業の獲得、外部資金の獲得のうち、少なくとも1つを実施していることを確認します。

【情報の共有及び公表について】

本学ホームページや機関誌等において、採択された申請テーマ及び申請代表者名を公表する場合があります。

また、採択された申請テーマについて、申請者自身が対外発表する場合は事前にイノベーション創生センターオフィスに連絡してください。

以 上

【問い合わせ先】

関西大学 イノベーション創生センター1階オフィス (担当：西川・百目木)

メールアドレス：kucic@ml.kandai.jp